

幸手市

しあわせ家族

ウェルカム補助金 始まりました!

補助額
30万円!!

新築
建売住宅
中古住宅
すべてOK

【申請期間】 令和4年(2022年)4月1日(金)～
令和5年(2023年)3月31日(金)

※先着順で受け付けます。

※申請期間内に予算額に達した場合、受付を終了することがあります。



【要件】 **※以下の世帯要件、住宅要件すべての要件を満たしている方が対象となります。**

～世帯要件～

- ①若者夫婦世帯であること。(夫婦ともに補助申請年度の4月1日現在で40歳未満であり、同居している夫婦を含む世帯であることが必要)
- ②市外から令和4年4月1日以降に転入していること。(住宅を取得する直前に夫婦ともに1年以上継続して市外に居住、住民登録をしていたことが必要)
- ③転入後、3年以上その住宅に居住する予定であること。
- ④世帯員全員が、市税を滞納していないこと。

～住宅要件～

- ①工事請負契約書もしくは売買契約書の契約締結日が令和4年4月1日以降であり、市内に初めて所有する住宅であること。
- ②新築または売買により取得した住宅であること。(中古住宅、マンションを含む)
- ③建築基準法、その他法令に基づき適正に建築された住宅であること。
- ④居住床面積が75㎡以上であること。
- ⑤申請者の名義で所有権保存登記または所有権移転登記をした住宅であること。

【補助金額】 **30万円(上限額)**
※住宅取得(建物)価格(税抜き)の5%の金額を補助します。



【問い合わせ先】



〒340-0192 幸手市東4丁目6番8号

幸手市役所 総合政策部 政策課

(市役所本庁舎2階)

TEL 0480-43-1111 (内線242・4401)

FAX 0480-43-3783

メール seisaku@city.satte.lg.jp

幸手市シティプロモーションロゴマーク



このまちが好き 幸手市

【申請から交付までの流れ】

①申請

○申請書と必要書類を幸手市役所 政策課窓口（本庁舎2階）に提出してください。

②審査

○提出していただいた書類により補助対象要件に該当しているか審査します。

③交付決定

○審査の結果、補助金の交付が決定した場合、交付決定通知書を郵送いたします。

④請求

○交付決定通知書と同封の「補助金交付請求書」に必要事項を記入のうえ提出してください。

⑤振込

○請求書を受付した後、指定された口座への振込みにより補助金を交付します。

【申請できる期限】 **登記完了後から1年以内**

【実施期間】 **令和4年度(2022年度)を実施期間とし、年度毎に申請受付を行います。**

【申請方法】



書類提出先

- ・申請期間内に、申請書及び必要書類を添えて、政策課（本庁舎2階）に提出してください。



受付時間

- ・受付時間は午前8時30分～午後5時15分です。（土日祝日及び年末年始を除く）



提出書類

（申請書）

- ①幸手市しあわせ家族ウェルカム補助金交付申請書（様式第1号）

（必要書類）

- ②申請者が1年以上継続して市外に居住していたことが証明できる戸籍の附票 ※1
もしくは住民票の除票の写し（原本）※2
- ③申請者世帯全員の住民票の写し（原本）※3
- ④申請者世帯全員の個人住民税の納税証明書もしくは非課税証明書（直近のもの）※4
- ⑤工事請負契約書又は売買契約書の写し ※原本も持参してください
- ⑥建築基準法第7条の2第5項の規定による検査済証の写し（新築の場合に限る）
- ⑦建物の登記事項証明書（原本）※5

（※1）本籍地の市町村で取得できます。

（※2、4）従前の住所地で取得できます。

（※3）幸手市の市民課窓口で取得できます。

※子が親の「住民票の写し」を請求する際、次の場合は委任状が必要になります。

・同居でも親と子の世帯が分かれているとき・近居のとき

（※5）お近くの登記所（法務局、支局、出張所）で取得できます。

【注意】各証明書を取得する際、有料となる場合があります。

- ・申請書（様式第1号）は、政策課で配布するほか、市のホームページからダウンロードすることもできます。
- ・提出書類がそろっていない場合は、受付が出来ませんのでご注意ください。